

菊陽町農業委員会議事録

令和5年12月8日（金）開催

菊陽町農業委員会

令和5年度第9回菊陽町農業委員会会議録

開催日時 令和5年12月8日（金）午後1時30分から午後2時30分

開催場所 菊陽町役場 防災センター 1階 防災研修室①

1 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名について

第2 議事

- (1) 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- (2) 議案第2号 事業計画変更について
- (3) 議案第3号 農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に係る意見決定について
- (4) 議案第3号 中間管理事業（農地利用集積計画）に係る意見決定について
- (5) 報告第1号 農地法第4条第1項第8項の規定による届出について
- (6) 報告第2号 農地法第5条第1項第7項の規定による届出について

2 農業委員

(1) 出席委員（9人）

1番 鈴木 一男	2番 上田 誠也	3番 前田 洋一
4番 相馬 安伸	5番 眞弓 一保	6番 青木 積
7番 東 慶子	8番 大竹 美鈴	9番 田村 昭敏

3 農地利用最適化推進委員

(1) 出席委員（9人）

1番 岩下 久美夫	2番 山川 登	3番 阪田 典人
4番 坂本 孝則	5番 原 正輝	6番 相馬 和幸
7番 高木 浩義	8番 西岡 信幸	9番 相馬 竜介

4 農業委員会事務局職員

事務局職員 村上 学

事務局職員 吉山 友衣

令和5年度第9回菊陽町農業委員会会議録
議事の経過

—————○—————

開会 午後1時30分

■事務局

それでは、定刻になりましたので菊陽町農業委員会定例会議を開催いたします。

会議を行う前に、携帯電話については、電源を切るかマナーモードにしていただきますようお願いします。

本日の会議への出席は、農業委員総数9名中9名、推進委員総数9名中9名出席でございますので、菊陽町農業委員会会議規則第6条の規定に基づき会議が成立しておりますことをご報告します。

それでは、会長に挨拶をお願いします。

◎会長

<あいさつ>

本日の会議は、農地法に基づく許可申請や農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画等の審議が主なものとなります。

委員の皆様には、慎重なご審議をお願いいたします。

■事務局

ありがとうございました。

会議は、菊陽町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が議長となり、議事の進行を行うことになります。

それでは、会長よろしくお願いします。

◎議長

それでは、議事に入ります前に、菊陽町農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、議事録を作成しなければなりません。議事録作成にあたり、議事録署名人と会議書記の選出が必要になりますが、「議長一任」でよろしいでしょうか。

(賛同の声)

ありがとうございます。それでは私の方で、指名させていただきます。

議事録署名人に8番 大竹委員、9番 田村委員にお願いします。

本日の会議書記に事務局の吉山主査を指名します。

以上で、日程第1を終わります。

つづきまして、日程第2の議事に入ります。

初めに、議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

農地法第5条は、権利移動が伴う転用でございます。
議案書2ページの議案第1号番号1について説明します。

転用者は議案書のとおりです。

申請地：原水字村上4206番1 同4183番1

地 目：畠

転用面積：9, 879m²

転用目的は、駐車場への一時転用です。

権利は、賃借権の設定です。

この議案につきましては、現地調査を11月30日（木）に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP2～P5をご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

立地基準について農地区分は農振農用地です。

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不適当となる項目はありませんでした。

当該農地は農振農用地で、原則転用は不可ですが、一時的な利用に供するために行うものにあたるため不許可の例外であると判断しています。

また本案件は既に一時転用許可がある農地について、農地への復旧を行わずに、別の事業者が同じく駐車場として利用するものです。農地に現状復旧してもすぐに駐車場とされるため、切れ目なく駐車場として使うことが必要なことと併せて、経済性や時間的にも本申請はやむを得ないと判断されます。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議 長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、現地調査された委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆ 6番推進委員 議案第1号の番号1について6番推進委員が説明します。

申請者は東京都に本拠地を置く法人で、主に建物の総合管理をされています。

本申請地は本町に立地した■■■■の近接地であり、同社の建物管理を行う作業員用の駐車場が敷地内に確保することができず、同社が内部作業員の十分な駐車場を確保するまで、作業員用の駐車場として整備する計画です。現況はすでに駐車場であり、周辺農地への影響はなく、特段問題はないものと思われますので、よろしくご審議方お願いします。

◎議長 議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。
何かありませんか？

◆9番委員 いつまでの計画でしょうか。

■事務局 3年間です。

◆9番委員 なぜ3年間となっているのでしょうか。

■事務局 本来は恒久転用を希望されていましたが、一時転用しかできないので、その期間内に、恒久転用できる場所を探されるとのことです。

◎議長 ほかにありませんか？ないようですので、採決を行います。
議案第1号の番号1の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。
よって、議案第1号の番号1は「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に議案第1号の番号2を議題とします。事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局 議案書2ページの議案第1号番号2について説明します。

転用者は議案書のとおりです。
申請地：原水字塘下2990番 同2991番
地目：畠
転用面積：1, 613 m²
転用目的は、駐車場への一時転用です。
権利は、賃借権の設定です。

この議案につきましても、現地調査を11月30日(木)に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP6～P10をご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

立地基準について農地区分は10ha以上の広がりがある農地で第一種農地です。

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不適当となる項目はありませんでした。

当該農地は第一種農地で、原則転用は不可ですが、一時的な利用に供するために行うものにあたるため不許可の例外であると判断しています。

また本案件は既に農地転用許可前に駐車場へと転用してしまった事案であり、始末書の提出があつてありますので、そちらを読み上げます。

(始末書読み上げ)

本案件については、違反転用状態になっている旨を地権者に通知したところ、すぐ返答があり、是正を申し出られていることから、手続自体を失念していた可能性が高く、駐車場としての使用も妥当なものであると判断されます。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、現地調査された委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆7番推進委員

議案第1号の番号2について7番推進委員が説明します。

申請者は東京都に本拠地を置く法人で、電気通信設備業を中心に経営されています。本申請は■■■■■■内に電気通信設備の整備を行うための作業員用の駐車場として、農地を一時的に転用する計画です。事前着工を行われていますが、違反転用通知後速やかに是正のために動かれており、本申請地が山林の様相を呈したことから、周辺農地への影響はなく、特段問題はないものと思われますので、よろしくご審議方お願いします。

◎議長

議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

何かありませんか？

ないようですので、採決を行います。

議案第1号の番号2の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、議案第1号の番号2は「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に議案第1号の番号3を議題とします。事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

議案書2ページの議案第1号番号3について説明します。

転用者は議案書のとおりです。

申請地：馬場楠字迫488番5

地 目：畠

転用面積：24m²

転用目的は、個人住宅への転用です。

権利は、使用貸借権の設定です。

この議案につきましても、現地調査を11月30日(木)に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP11～P15をご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

立地基準について農地区分は10ha以上の広がりがある農地で第一種農地です。

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不適当となる項目はありませんでした。

当該農地は第一種農地で、原則転用は不可ですが、住宅その他申請地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものにあたるため不許可の例外であると判断しています。

本案件については、本年9月に審議し、既に農地転用許可が出ている申請の敷地の修正のための申請あります。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、現地調査された委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆1番推進委員 議案第1号の番号3について1番推進委員が説明します。

申請者は本町に本拠地を置く個人で、本町の認定農業者です。9月に審議しました内容では、住宅整備に支障があったことから、その敷地を修正するために本申請をされています。既に転用許可が下りている案件と同様の取扱と考えられることから、周辺農地への影響はなく、特段問題はないものと思われますので、よろしくご審議方お願いします。

◎議長

議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

何かありませんか？

ないようですので、採決を行います。

議案第1号の番号3の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、議案第1号の番号3は「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に議案第1号の番号4を議題とします。事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

議案書3ページの議案第1号番号4については、昨日、申請代理人より取り下げますと連絡がありましたので、省略いたします。

■事務局

続きまして、議案書3ページの議案第1号番号5について説明します。

転用者は議案書のとおりです。

申請地：新山2丁目3190番106 同3190番107

地 目：畑（改田）

転用面積：5, 397 m²

転用目的は、宅地分譲です。

権利は、所有権移転です。

この議案につきましても、現地調査を11月30日（木）に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP21～P25をご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

立地基準について農地区分は水管、下水管が埋設されている道路の沿道の区域で、申請地から500m以内に2以上の公益的施設が存する農地で第三種農地です。

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不適当となる項目はありませんでした。

当該農地は第三種農地で、原則転用は可能です。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、現地調査された委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆9番委員

議案第1号の番号5について9番委員が説明します。

申請者は熊本市に本拠地を置く法人で、不動産業を中心に経営されています。本申請地に都市計画法上の地区計画が設定されており、町も本分譲地の整備に向けての準備をされていると聞いています。周辺に農地が残りますが、都市計画法上の計画立案時に十分な環境影響評価がされていると考えられ、特段問題はないものと思われますので、よろしくご審議方お願いします。

◎議長

議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

何かありませんか？

ないようですので、採決を行います。

議案第1号の番号5の案件について、賛成される委員の方の举手を求めます。

(全員賛成) 全員賛成です。

よって、議案第1号の番号5は「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に議案第1号の番号6を議題とします。事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

議案書3ページの議案第1号番号6について説明します。

転用者は議案書のとおりです。

申請地：馬場楠字森ノ上592番 外3筆

地 目：畠

転用面積：3, 531. 39 m²

転用目的は、建築条件付き売買予定地です。

権利は、所有権移転です。

この議案につきましても、現地調査を11月30日（木）に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP26～P30をご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

立地基準について農地区分は10ha以上の拡がりがある農地で第一種農地です。

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不適当となる項目はありませんでした。

当該農地は第一種農地で、原則転用は不可ですが、住宅その他申請地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものにあたるため不許可の例外であると判断しています。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議 長 議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、現地調査された委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆1番推進委員 議案第1号の番号6について1番推進委員が説明します。

申請者は熊本市に本拠地を置く法人で、不動産業を中心に経営されています。本申請地は都市計画法上の集落内開発区域に設定されており、南小学校も近く居住環境も適していることから建築条件付き売買予定地を整備する計画です。周辺に農地が残りますが、宅地化が推奨されている地域であり、周辺地権者や居住者にも説明済みとのことであるため、特段問題はないものと思われますので、よろしくご審議方お願いします。

◎議 長 議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。
何かありませんか？

◆ 9番委員 申請地南側が空いているのは何でしょうか？

■ 事務局 南側の国道の拡幅にあたる予定であるため申請地から外されています。

ほかにありませんか？ないようですので、採決を行います。
議案第1号の番号6の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、議案第1号の番号6は「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に議案第2号「事業計画変更について」を議題とします。
事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■ 事務局 議案書5ページの議案第2号番号1について説明します。

本議案は既に農地転用許可が降りている事案について、内容の変更を申請されており、そちらについての適切性を審査するものです。

この議案につきましても、現地調査を11月30日(木)に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP31～P34をご覧ください。

本農地は現在、■■■が■■■■の工事作業に入る作業員用の駐車場として一時転用許可を受けているものですが、受注している作業の工期延長により引き続き作業が発生することになったこと、加えて、現在すでに土地の大半を資材置き場として運用しており、当初の目的と違う目的で運用していることから、そちらについても適切な運用とするために変更申請をされています。

本申請により、一時転用許可の完了日が延長され、農地への復旧が令和6年5月31日になるところです。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長 議案説明が終わりました。
ただいまの説明に関して、現地調査された委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆ 7番推進委員 議案第2号の番号1について7番推進委員が説明します。
本申請地は既に農地転用許可をうけていますが、駐車場ではなく資材置き場としての運用が主になっています。今回の現地調査で目的外使用が明らかになつ

ておりますので、事業実施主体には強く申し入れを行い、是正を求めた結果、用途を資材置き場兼駐車場にするという申請を追加されました。よろしくご審議方お願いします。

◎議長 議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。
何かありませんか？

◆9番委員 今回の件は、顛末書を求めるべきではないでしょうか。

■事務局 分かりました。申請人へお伝えして、次の農業委員会にてご報告いたします。

◎議長 ほかにありませんか？ないようですので、採決を行います。
議案第2号の番号1の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。
よって、議案第2号の番号1は「異議なし」として意見決定とします。

次に、議案第2号の番号2を議題とします。
事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局 議案書5ページの議案第2号番号2について説明します。

この議案につきましては、先ほど議案第1号の番号3で審議した案件の関連事案となります。

既に転用許可を受けた個人住宅の敷地が不十分であったために、敷地を拡張するための申請となります。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長 議案説明が終わりました。
ただいまの説明に関しての補足説明については、議案第1号の番号3で述べていただいておりますので、省略させていただきます。

次に委員の質問並びに意見を求めます。
何かありませんか？

ないようですので、採決を行います。
議案第2号の番号2の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。
よって、議案第2号の番号2は「異議なし」として意見決定とします。

次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による意見決定について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項は、令和5年4月1日から適用された改正法で、令和7年3月31日まで、従来の基盤強化法第18条の規定を用い農地を効率的に利用する地域の担い手に、農地の利用集積を進めることを目的として定められています。

町が農地の権利移動について計画を作成し、公告することにより、農地法の許可を受けることなく、農地の権利の設定・移転が行われる仕組みであります。

菊陽町長より令和5年11月29日付で、農用地利用集積計画についての意見決定を求められています。

それでは、議案書のP6からP17をご覧ください。

利用権設定が21件、所有権移転が1件です。

計画要請の内容は、町内の認定農業者による申請であり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の各要件を満たしているものであります。

以上で説明をおわります。

◎議長

説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

よろしいですか？

—同意の声—

確認が終わったようですので、採決を行います。

議案第3号の農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、議案第4号「中間管理機構事業（農用地利用集積計画）に係る意見決定について」を議題とします。

事務局より議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

菊陽町長より同じく、令和5年11月29日付で、農地中間管理機構事業の農用地利用集積計画について意見決定を求められています。

議案書のP18～P20をご覧ください。

議案書のとおり転貸人は熊本県農業公社（農地中間管理機構）となっており、案件は5件です。

以上で説明を終わります。

◎議長 説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

よろしいですか？

一 同意の声一

確認が終わったようですので、採決を行います。

議案第4号の農地中間管理機構事業による農用地利用集積計画について、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、報告第1号について事務局の説明をお願いします。

■事務局 報告第1号について、議案書のP21、別紙報告のP2からP3をお願いします。「農地法第4条による許可不要転用届出（市街化区域）」であります。件数は1件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。以上です。

◎議長 ただいまの報告第1号について、質疑はありませんか？

一 特に発言無し一

よろしいですか。

特に無いようですので、以上で報告第1号を終わります。

次に、報告第2号について事務局の説明をお願いします。

■事務局 報告第2号について、議案書のP22、別紙報告のP4からP7をお願いします。「農地法第5条による許可不要転用届出（市街化区域）」であります。件数は2件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。以上です。

◎議長 ただいまの報告第2号について、質疑はありませんか？

— 特に発言無し —

よろしいですか。

特に無いようですので、以上で報告第2号を終わります。

以上で、本日の議事日程については、終わりましたので議長の座を降ろさせていただきます。

続いて事務局より「その他」をお願いします。

(午後2時30分終了)

会議の顛末、以上とのおり相違ありません。

令和5年12月8日

会長

議事録署名人

議事録署名人